

令和3年第3回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和3年6月11日（第1日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	吉岡正博	9番	大串武次
2番	岸川信義	10番	吉岡英允
3番	友田香将雄	11番	草場祥則
4番	重富邦夫	12番	井崎好信
5番	中村秀子	13番	内野さよ子
6番	定松弘介	14番	西山清則
7番	前田弘次郎	15番	溝上良夫
8番	溝口誠	16番	片渕栄二郎

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

応招議員に同じ

4. 欠席議員は次のとおりである。

不応招議員に同じ

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	北村喜久次	総務課長	千布一夫
企画財政課長	坂本博樹	総合戦略課長	山口裕一
税務課長	久原浩文	住民課長	江島利高
保健福祉課長	矢川靖彰	長寿社会課長	武富健
生活環境課長	土井一	農業振興課長	木須英喜
商工観光課長	吉村大樹	農村整備課長	中村政文
建設課長	笠原政浩	会計管理者	溝口真由美
学校教育課長	出雲誠	生涯学習課長	谷崎孝則
農業委員会事務局長	久原正好		

6. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 久原雅紀

課長補佐 中原 賢一
議事係書記 緒方 千鶴子

7. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。
6番 定松 弘介 7番 前田 弘次郎

8. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案上程（提案理由の説明）
日程第4 報告第1号 公益財団法人白石町文化振興財団に関する報告について
日程第5 報告第2号 令和2年度白石町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について
日程第6 報告第3号 令和2年度白石町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

9時30分 開会

○片渕栄二郎議長

ただいまから令和3年第3回白石町議会6月定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

ここで申し上げます。町が推進している省エネルギー対策推進のため、白石町議会も夏のエコスタイルとして、議員申合せにより、今会期中、議員は議場に入るとき上着は着用するが、ネクタイは着用しない。会議中は、暑い方は上着を脱いでもよいことにしております。なお、執行部も同様とします。皆様の御理解をお願いします。暑い方は上着をおとりください。

次に、諸般の報告を行います。

各報告書、資料等は事務局において閲覧に供しますので、御確認をお願いします。

また、監査委員からの例月出納検査、工事監査の報告書も配付していますので、御確認をお願いします。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、地方自治法第121条の規定による議会の出席要求に対する執行機関側の説明員はお手元の名簿のとおりです。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

白石町議会会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、定松弘介議員、前田弘次郎議員の両名を指名します。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る5月31日の議会運営委員会において今期定例会に上程される議案等の件数、一般質問の通告等について審査の結果、既に配付しております会期日程（案）のとおり6月11日から18日までの8日間にしたいと存じます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本日から6月18日までの8日間とすることに決定しました。

日程第3

○片渕栄二郎議長

日程第3、町長から議案が提出されています。これは皆様に配付しています一覧表のとおりです。専決処分の承認2件、条例1件、補正予算1件、以上4件の議案を一括して議題とします。

ただいま上程しました議案について提案理由の説明を求めます。

○田島健一町長

皆様おはようございます。

本日、令和3年第3回白石町議会定例会の開会に当たりまして、提案いたしました議案につきましてその概要を御説明申し上げます。

まず、専決処分案件が2件ございます。

議案第24号「専決処分の承認について（白石町税条例等の一部を改正する条例について）」は、地方税法等の一部改正に伴いまして、本年3月31日付で条例改正の専決処分を行ったものでございます。

議案第25号「専決処分の承認について（令和2年度白石町一般会計補正予算（第12号）」は、特別交付税の増額補正、それに伴う基金への積立てに関する事、並びに新型コロナウイルスワクチン接種事業費につきましては、本年3月26日付で予算の補正の専決処分を行ったものでございます。

以上、2件について報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次に、条例案件でございます。

議案第26号「白石町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について」は、佐賀県重度心身障害者医療助成費補助金交付要綱の一部改正に伴いまして、本町条例の改正を行うものでございます。

最後に、予算案件でございます。

議案第27号「令和3年度白石町一般会計補正予算（第1号）」につきましては、予算の所要の補正を求めるものでございます。

提案いたしました議案につきましては、以上のとおりでございます。

提案議案の詳細及び報告案件につきましては、担当課長から説明をさせます。それぞれ十分に御審議賜りますようお願いいたします。

○片渕栄二郎議長

担当課長の議案内容説明については、文書によりこれに代えます。なお、この文書は、議案の内容が分かるよう、会議録に記載することといたします。

(担当課長の議案説明)

○久原浩文税務課長

議案第24号「専決処分の承認について（白石町税条例等の一部を改正する条例について）」御説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、白石町税条例の一部を改正する必要がありましたので、令和3年4月1日施行分について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月31日付けで、専決処分を致しましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものです。

今回の条例改正の主な内容は、「土地に係る固定資産税等の負担調整措置」「軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減及び種別割のグリーン化特例の期限延長」「住宅借入金等特別税額控除の拡充・延長」であります。

それでは、議案書を8ページめくっていただき、新旧対照表をご覧ください。

新旧対照表は16ページにわたっております。

16の1ページ、第36条の3の2から、16の2ページ、第53条の9までは、地方税務手続きについて、法律改正にあわせて改正するものです。税務関係書類を電子で提出する際、税務署長による事前承認を廃止し、手続きを簡素化する等の改正を行います。

16の3ページ、第81条の4は、自動車税及び軽自動車税の環境性能割について、新たな2030年度燃費基準の下での区分の見直し等を行う改正です。

同じく、16の3ページから16の5ページまでの附則第10条の2は、固定資産税の特例措置である、いわゆる「わがまち特例」について、法律改正にあわせた項ズレの改正等を行います。

16の5ページ、附則第11条から、16の8ページ、附則第13条については、土地の価格の特例に関する改正となります。

宅地等及び農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みを継続し、その上で、令和3年度に限り、税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置が講じられます。

16の9ページ、附則第15条につきましては、不動産取得税の特例措置である、「宅地及び土地の取得に係る不動産取得税の税率を4%から3%にする特例」及び「宅地等の取得に係る課税標準の価格を2分の1とする特例」の適用期限を、令和6年3月31日までの3年間延長する改正となります。同じく16の9ページ、附則第15条の2から、16の10ページの附則第15条の2の2は、軽自動車税の環境性能割について、環境

性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減の適用期限を、9箇月延長（R3.12.31まで）するものです。この措置による減収については、全額国費で補填されます。同じく16の10ページ、附則第16条から、16の13ページの附則第16条の2については、グリーン化特例（軽課）の見直しで、軽自動車税種別割において講じている、燃費性能等に優れた軽自動車を取得した年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置である、グリーン化特例（軽課）について、対象区分の重点化及び基準の切り替えを行い、適用期限を2年延長する改正となります。

16の13ページ、附則第25条は、住宅ローン控除の控除期間を、13年間とする特例の適用期限を、令和4年末まで延長する改正で、所得税から控除しきれなかった額を住民税から控除する現行制度も延長する改正となります。

16の14ページ、白石町税条例の一部を改正する条例（令和2年白石町条例第15号）第3条は、法律改正にあわせた項ズレ等の改正です。

いずれも、令和3年度地方税法等の一部改正を反映させるため、白石町税条例の一部改正を行ったもので、施行期日は令和3年4月1日となります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○坂本博樹企画財政課長

議案第25号「専決処分の承認について（令和2年度白石町一般会計補正予算（第12号））」につきまして、御説明いたします。

白石町一般会計補正予算（第12号）につきましては、令和3年3月26日付けで専決処分を行いましたので、これを議会に報告し、承認を求めるものです。

補正予算書の1ページをお願いします。

既決の歳入歳出予算総額に9,186万6,000円を追加し、補正後の予算総額を178億9,957万3,000円とするものです。

次に4ページをお願いします。

第2表、繰越明許費補正につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業費の金額の補正をお願いしております。

次に歳入ですが、7ページをお願いします。

11款地方交付税、1項、1目の特別交付税につきましては、令和2年度の決定額が、4億7,086万6,000円となり、当初予算額3億8,000万円を差し引いた、9,086万6,000円を補正計上しております。

次に歳出ですが、8ページをお願いします。

2款、1項、5目財産管理費の財政調整積立基金積立金9,086万6,000円につきましては、特別交付税の追加分を同基金に積み立てることとし、基金の財源確保に努めているところです。

4款、1項、2目予防費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業において、既決予算内での委託料の組替えと職員手当等及び備品購入費の予算の増額を行うものです。財源はすべて国庫補助金を充当しております。なお、主要事項内容説明書を添付しておりますので、御確認をお願いします。

9ページ以降の給与費明細書につきましては、説明を省略しますので、御確認をお

願います。

○武富 健長寿社会課長

議案第26号「白石町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

提案理由といたしまして、佐賀県重度心身障害者医療助成費補助金交付要綱の改正に伴い、白石町重度心身障害者の医療費の助成対象者に精神障害者保健福祉手帳1級所持者を追加するとともに、規定の整備をするための条例改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により御説明申し上げます。

第1条は、本条例の目的を規定しておりますが、精神障害を追加することに伴う規定の改正です。

第2条は、医療費助成の対象者を規定しておりますが、第3号として「精神障害者保健福祉手帳1級の者」を加える改正でございます。

第3条第2項ただし書は、助成の対象とならないものを定義しておりますが、助成の範囲から精神障害者保健福祉手帳1級の方の精神病床の入院費を除く旨を追記するものです。

施行期日については公布の日からとし、改正後の条例は令和3年4月1日から適用することとしております。

○坂本博樹企画財政課長

議案第27号「令和3年度白石町一般会計補正予算（第1号）」について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

既決の歳入歳出予算総額に2億2,279万円を追加し、補正後の予算総額を152億7,979万円とするものです。

次に、4ページをお願いします。

第2表、地方債補正ですが、合併特例事業について借入限度額の増額をお願いするものです。

次に歳入歳出について御説明いたします。

なお、白石町6月補正予算説明資料（主要事項内容説明書）に掲載しております事業については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当事業を除き、説明を省略いたします。

まず、歳入の主なものについて、御説明いたします。

補正予算書の7ページをお願いします。

16款県支出金、2項、1目総務費県補助金で個人番号通知書・個人番号カード関連事務補助金152万8,000円を計上し、マイナンバーカードの円滑な申請受付及び交付手続きを行うための一般事務補助職員の報酬等に充当するものです。

次に、9ページをお願いします。

21款諸収入、5項、5目雑入の総務課雑入で、消防団員等公務災害等共済基金収入

2,021万8,000円を計上しております。今回退団されました消防団員の方への退職報償金に充当するものです。

次に、歳出の主なものについて、御説明いたします。

11ページをお願いします。

まず、2款総務費、1項、8目地域づくり推進費の負担金、補助及び交付金で、空き地バンク物件移住・定住支援金210万円を計上しております。空き地移住・定住支援金の申請件数の増加を見込み、増額をお願いするものです。

次に、17ページをお願いします。

8款土木費、2項、2目道路新設改良費で、通学路整備事業工事費190万円を計上しております。社会資本整備総合交付金事業の国庫補助金予算割当ての確定により、事業進捗を図るため増額をお願いするものです。なお、財源は国庫補助金及び合併特例債であります。

次に、19ページをお願いします。

10款教育費、5項、3目文化活動推進・文化財保護費で、須古城跡竹等伐採委託料300万円を計上しております。須古城跡の竹等伐採について、運搬費、処分費の単価増等により増額をお願いするものです。

同じ10款、5項、5目社会教育施設費で、福富ゆうあい館場内誘導看板設置工事費150万円を計上しております。有明海沿岸道路福富インターチェンジ開通に伴う交通量の増加を見込み、福富ゆうあい館前の国道444号線における右折レーンが拡張されることに伴い、福富ゆうあい館場内から佐賀方面への出口に支障をきたすため等により、場内に誘導看板を設置する工事費をお願いするものです。

次に、今回お願いします新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業の概要について、別冊の主要事項内容説明書により御説明いたします。

主要事項内容説明書の2ページをお願いします。

防災費614万1,000円については、災害時の指定避難所開設に伴い、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、簡易テント等を購入するものです。

4ページをお願いします。

「しろいし応援団」生活サポート事業7,566万1,000円については、全町民に3,000円の商品券を給付し、町民の生活支援を行うとともに地元経済の活性化を支援するものです。

6ページをお願いします。

新生児子育て応援特別給付金1,202万1,000円については、コロナ禍の中で子どもを産み育てる家庭を応援するため、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに生まれた子ども1人につき10万円を給付し、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を図るものです。

7ページをお願いします。

新型コロナウイルスワクチン接種協力支援金920万円については、ワクチン接種の早期化等を図るため、ワクチン接種に協力していただける医療機関に支援金を交付するものです。

10ページをお願いします。

白石町農業収入保険加入促進事業1,168万円については、新型コロナウイルス感染症の影響により経営の悪化している農業者等の経費の負担軽減を図るため、令和4年産に向けた収入保険の加入者へ保険料の一部を助成するものです。

14ページをお願いします。

中央公民館費150万円については、施設内でのイベント等における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、簡易移動式消毒液自動噴霧機能付きサーモグラフィカメラ10台を購入するものです。

以上の6事業については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億1,620万3,000円を充当することとしております。

この他の歳出につきましては、事前にお配りしております「6月補正予算細事業一覧表」及び「白石町6月補正予算説明資料（主要事項内容説明書）」で御確認をお願いいたします。

また、20ページ以降の給与費明細書、25ページの地方債の現在高の見込みに関する調書につきましては、説明を省略しますので、御確認をお願いいたします。

日程第4、5、6

○片渕栄二郎議長

日程第4から日程第6までの報告事項について、この3件の担当課長の内容説明は、文書によりこれに代えます。なお、この文書は、内容が分かるよう、会議録に記載することといたします。

（報告第1、2、3の内容説明）

○坂本博樹企画財政課長

報告第1号「公益財団法人白石町文化振興財団に関する報告について」報告いたします。

この報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、財政状況の公表等を行うものです。

去る5月26日、白石町文化振興財団において、令和2年度の事業報告並びに決算報告等が承認されました。

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、全ての自主文化事業の開催中止、また施設の休館や利用制限等を行い事業運営がなされています。

それでは、令和2年度の事業等につきまして、報告書をもとに、御説明いたします。報告書1ページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、入場人数制限や入場規制等が生じ、断続的な事業開催が困難な状況であったため、全ての自主文化事業の開催が中止されています。

5ページ、6ページをご覧ください。

自有館の使用状況については、令和2年度は、件数合計179件、人数で1万3,363人、使用料収入では、6ページ右下欄で、233万5,867円となっております。令和元年度と比較し利用人数では1万5,847人の減、使用料収入では54万6,299円の減となりました。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により緊急事態宣言が発令されたこと等により、4月20日から5月31日まで休館とし、また県外利用者の入場制限や入場人数の制限等により、利用人数が大幅に減少しています。

率で見ますと、利用者数は54%の減となっており、使用料収入については、19%の減となっております。

なお、7月の大雨特別警報、9月の台風10号接近に伴い避難所を開設されています。

7ページから10ページまでが、爽明館の利用者数及び使用料の徴収状況となっております。

爽明館では、幼児・小学生・一般を対象とした水泳教室等の事業などを実施し、健康づくりに利用していただいております。

利用人数で、8ページの右下欄、3万1,506人、使用料で、9ページの右下欄、953万6,360円となっております。

小学生等の水泳教室の開催、水中運動教室等の実施と利用促進に努めておられますが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、前年との比較では、利用者数が1万5,743人の減、使用料では、518万6,420円の減となっております。

11ページをご覧ください。

遊喜館については、子供クラブ、中学生及び高校生の部活動、職場の慰労会等に利用されるとともに、地域や家族また仲間同士でのバーベキューなど幅広く利用されています。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が大きく影響し、利用件数では、148件、前年より28件の減、利用人数3,026人、前年度より2,521人の減、使用料については、40万3,650円、前年度より22万6,480円の減となっております。

12ページをご覧ください。

芝公園は、親と子のふれあいの場、一般の方々の散歩、休憩の場として、またグラウンドゴルフ等の練習場として定期的な利用、集落単位での活用や園児、小学生の遠足、高齢者のレクリエーションなど幅広い年齢層に利用していただいております。

利用人数は、1万7,780人となっており、前年度比で約7%の減となっております。

13ページ、14ページは、自主事業の実績報告書であります。音楽祭等の事業を全て中止したため、一般成人、小学生及び幼児の水泳教室による事業収入は、72万5,000円となっております。

15ページをご覧ください。令和2年度の事業別収支内訳書です。

16ページ、17ページが収支の決算報告書です。

収支決算について申し上げますと、17ページの下段ですが、収入合計決算額が、1億1,484万163円事業活動支出決算額が、9,873万221円となり、令和3年度へ繰り越す額として、1,610万9,942円となります。

18ページから29ページについては、決算の内訳資料となりますので、詳細の説明は省略させていただきます。次に、30ページには、監査報告書31ページ、32ページが、令和3年度の事業計画33ページ、34ページが、当初予算書35ページ、役員名簿36ページに自主事業計画書を添付しております。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、感染防止対策及び利用制限等を行いながら運営し、また施設管理費の節減等も行っておりますが、引き続き、厳しい運営状況が

予想されます。今後も、感染対策等を十分に行い、皆様に親しまれる「ふれあい郷」として、町内外の方々が、安心して利用できる施設運営と、文化施設、健康づくりの場として活用を図っていかれることを期待し、令和2年度の報告といたします。

報告第2号「令和2年度白石町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について」報告いたします。

地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、令和2年度の白石町一般会計予算継続費繰越計算書を別紙のとおり報告します。

継続費繰越計算書をご覧ください。

事業名は、水産生産基盤整備事業（住ノ江漁港）で、継続費の総額15億円、令和2年度の予算現額が6億3,563万2,120円で、支出済額5億7,816万8,000円で、これを差し引いた残額5,746万4,120円を翌年度へ逡次繰越しております。なお、繰越分については、令和3年度で執行することとしております。

報告第3号「令和2年度白石町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について」報告いたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和2年度の白石町一般会計予算繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告します。

繰越明許費繰越計算書をご覧ください。

令和3年度へ繰越明許した事業は、15事業となります。事業費総額3億1,263万1,000円の内、翌年度へ繰越した額が3億712万6,000円となっております。なお、繰越分については、令和3年度で執行することとしております。

○片渕栄二郎議長

以上で本日の議事日程は終了しました。

本日はこれにて散会します。

9時38分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和3年6月11日

白石町議会議長 片 渕 栄 二 郎

署 名 議 員 定 松 弘 介

署 名 議 員 前 田 弘 次 郎

事 務 局 長 久 原 雅 紀